

## 高浜町高等学校等生徒入寮費助成事業補助金交付要綱

令和4年8月30日 高浜町教育委員会 告示第18号

令和5年9月28日 高浜町教育委員会 告示第19号

### (目的)

第1条 この要綱は、高浜町が町内外を問わず、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校等に通学するためにその学校が設置している学生寮や下宿等（以下「下宿等」という）の家賃に要する費用の一部を予算の範囲内において補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、当該生徒の向学心の向上を図るとともにその保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 高等学校等（以下「高校等」という） 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程、高等専門学校をいう。ただし全日制高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校については第3学年までとする。
- (2) 下宿等 生徒が通学のために賃貸借した下宿、間借り、民間の賃貸住宅をいう。
- (3) 家賃等 賃貸物件の賃貸借契約に基づく物件及び寮の使用における対価として支払う入寮費および賃借料ならびに共益費とする。ただし食費や個人的に使用する光熱費等、私費に該当する経費は除く。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、通学先が遠距離等の理由により自宅からの通学が困難なため、通学先である高校等の設置する下宿等から通学する生徒の保護者とする。

### (補助対象者の要件)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 高校等に在学し、かつ2条に定める下宿等からの通学を常態としており、家賃等を期限までに遅滞なく納付している者

- (2) 高浜町が事業実施している「高等学校等生徒通学費助成事業制度」など高校等に通学する生徒を対象とした同等の補助制度を利用していないこと。
- (3) 高浜町暴力団排除条例（平成23年高浜町条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でない者

（補助対象期間）

第5条 補助の期間は、原則として補助金の交付を決定した年度の当初から年度末までとし、申請書に記載された利用期間を対象期間とする

- 2 同一生徒に対する補助金交付期間は、生徒が在学する正規の最短就学期間を修了する期間とする。

（補助対象経費）

第6条 補助金交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、下宿等の家賃等とする。

- 2 1箇月あたりの家賃等の上限額は、5,000円とし、これを超えない時はその支払額とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、1年度間の家賃等支払額の10分の8の額とする。ただし、算定された金額に1,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、高浜町高等学校等入寮費助成事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）の他、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 所属する高校等の在学証明書
  - (2) 家賃等支払に係る領収書等
  - (3) 下宿等の物件が民間のアパート等所属する高校等が直接設置、管理するもの以外の場合は、賃貸借契約書等の写し又はそれに準ずるもの
  - (4) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項第2号に定める家賃等の支払方法が口座振替による場合は、申請書様式内に定める支払証明欄に各月の支払額を所属する高校等で記入を依頼し、学校長または下宿等の管理者の記名および押印をもってこれに代えるものとする。

- 3 補助金の交付申請については、当該年度内において年1回とする。ただし、提出期限は3月末日までとする。

(交付決定)

第9条 町長は、前条の申請があったときは、その内容の審査を行い、偽りなく適当であると認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助対象者に対して、高浜町高等学校等入寮費助成事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 町長は、補助候補者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽および不正手段等により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 第3条に定める条件に該当しなくなったとき
- (3) その他、補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件またはこのこの要綱に定める規定に反したとき

(状況報告及び調査)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、補助候補者又は補助対象者に対し、第7条各号に掲げる要件の該当に関する報告を求め、又は調査をすることができる。また、状況によっては面接を行うことができる。

- 2 補助候補者及び補助対象者は、前項の報告及び調査を拒んではならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

高等学校等入寮費助成申請書 兼 助成金請求書

年 月 日

高浜町教育委員会 様

〒 高浜町
申請者 (保護者白署)
電話番号

【※ 携帯電話が可能な番号】

高等学校等入寮費の助成を受けたいので、下記より申請します。

記

【★ 注意事項 ★】

- 申請書の記入は必ず、ボールペンなど消えない筆記具で記入してください。
補助対象経費は学校や下宿先に毎月納付される「寮費(家賃)」とし、個人で契約されている費用などは対象となりません。
補助対象となる家賃等支払額の上限は 5,000 円/月 とし、上記に満たない場合はその支払額となります。
必ず、定められた期限内申請してください。(※申請期限を経過したものは認められません。)

Table with columns for applicant info, dormitory type, payment schedule, and bank details.

- 留意事項 (下記の○はすべての欄に、/を記入してください)
「高浜町暴力団排除条例(平成23年条例第21号)第2条に規定する暴力団(第1号)、暴力団員(第2号)、暴力団員等(第3号) 正副会長」に該当 … □ する (⇒ 暴力団等ではない) / □ しない (⇒ 暴力団等である)
添付書類 ① 当該年度の「在学証明書」 ② 家賃等を納付したことがわかるもの(領収書等の写)
③ 振込先金融機関等の預金通帳収入(通帳の見開きページ)
④ 賃貸契約書等の写。(※ 下宿等の物件が民間アパート等の場合のみ)

※ 納付が「口座振替」等により領収書等の添付が不可能な場合

## 納付証明書

学校名		学年	学年	氏名	
下宿(寮)等利用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				

令和 年度 納付実績(証明)額 【※ 食費や個人で支払う光熱費等は含みません。】

月	家賃等納付額	月	家賃等納付額
4月	円	10月	円
5月	円	11月	円
6月	円	12月	円
7月	円	1月	円
8月	円	2月	円
9月	円	3月 (※)	円

(※) 3月分について、締日の都合などにより「確定額」が記入できない場合は「見込額」で記入してください。

納付額について、上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

学校長 または 下宿等 管理責任者

印

様式第2号（第9条関係）

高教指令第 号  
令和 年 月 日

様

高浜町教育委員会

高等学校等入寮費助成決定通知書

令和 年 月 日 付けで申請のありました高等学校等入寮費助成補助金の交付について、次のとおり決定しましたので通知します。

補助対象者（生徒名）	
通学先（学校名）	
下宿等利用期間	
家賃等支払額	
補助金額	
振込日	